

制定日	2018年 8月 1日
改定日	

# 黒にんにくにおける 食品安全認証制度

承認	作成

NPO法人 黒にんにく国際会議

第1章 総則 .....	3
第1 目的 .....	3
第2 定義 .....	3
第3 責務及び役割 .....	3
第2章 認証機関 .....	3
第4 登録 .....	3
第5 登録の申請 .....	4
第6 登録の審査 .....	4
第7 報告 .....	4
第8 認証の制限 .....	5
第9 変更の届出 .....	5
第10 登録書の再交付 .....	5
第11 認証機関の登録の取消し .....	5
第12 認証機関に係る業務の廃止の届出 .....	5
第13 機密保持 .....	6
第14 帳簿の備付け等 .....	6
第15 書類の保存 .....	6
第3章 認証 .....	6
第16 認証 .....	6
第17 認証の表示等 .....	6
第18 認証の申請 .....	6
第19 認証の審査・判定 .....	6
第20 再審査 .....	7
第21 認証書の交付等 .....	7
第22 認証の有効期間 .....	7
第23 定期監査 .....	7
第24 認証の更新 .....	7
第25 変更の届出 .....	8
第26 認証書の再交付 .....	8
第27 認証の取消し .....	8
第28 認証の辞退 .....	9
第29 手数料 .....	9
第4章 雑則 .....	9
第30 報告の徴収、監査等 .....	9
第31 委任 .....	9
附則 .....	9

## 第1章 総則

### 第1 目的

この制度は、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」（2014年10月厚生労働省策定・改正）及びHACCP制度化に基づいた衛生管理基準の遵守、原料の仕入れから適切なラベル表示に至るまでトレーサビリティの確保等を適切に行う施設で製造された黒にんにくを認証することにより、黒にんにく製造施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全な黒にんにくの提供と消費者の黒にんにくに対する安心の確保を図ることを目的とする。

### 第2 定義

- 1 この制度において「黒にんにく製造施設」とは、生にんにくを黒にんにくとして製造を行う施設をいう。
- 2 この制度において「黒にんにく製造事業者」とは、生にんにくを黒にんにく（販売目的以外の自家消費を除く。）として処理する者をいう。
- 3 この制度において「認証事業者」とは、第16の認証を受けた黒にんにくの製造事業者をいう。
- 4 この制度において「認証製品」とは、第16の認証を受けた黒にんにくをいう。
- 5 この制度において「NPO法人黒にんにく国際会議」（以下「国際会議」という。）とは、「黒にんにくに関する食品安全規格」（以下「食品安全規格」という。）の承認とともに、認証の管理を行い、第4の規定による認証機関の登録を行う組織をいう。
- 6 この制度において「黒にんにくに関する食品安全専門部会」（以下「専門部会」という。）とは、第6の規定による登録の審査のための食品安全規格を作成及び見直しを行う組織として、有識者等から構成されるものをいう。
- 7 この制度において「認証機関」とは、この制度に基づく認証に係る審査等の事務（以下「認証等の業務」という。）を行う事業者として、第4の規定により国際会議が登録した法人をいう。
- 8 この制度において「審査員」とは、第19の1の認証の審査を行うため、第5の2の規定により認証機関が選任を行った者をいう。

### 第3 責務及び役割

この制度において、国際会議、認証機関及び認証事業者の責務及び役割は、以下のとおりとする。

- 1 国際会議は、黒にんにく認証制度の適正な運用及びその普及に努めること。
- 2 専門部会は、最新の科学知見等をもとに、公平かつ公正な認証等のための食品安全規格の維持向上に努めること。
- 3 認証機関は、公平かつ公正な認証等の業務を行い、審査の信頼性の確保に努めること。
- 4 認証事業者は、認証の基準を遵守するとともに、衛生管理の継続的な維持向上を図ること。

## 第2章 認証機関

### 第4 登録

- 1 第19の認証等を行おうとする法人は、国際会議が行う登録を受けることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第11の規定により登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない場合は、登録の申請を行うことができない。

## 第5 登録の申請

1 第4の登録を受けようとする法人は、認証機関登録申請書（別記様式第1号）に、以下に掲げる書類を添えて、国際会議に申請するものとする。

(1)次に掲げる事項を定めた認証に関する業務規程

ア 認証等の業務の実施に要する費用（手数料）に関する事項

イ 認証等の業務を行う組織に関する事項

ウ 認証書の交付に関する事項

エ アからウまでのほか認証等の業務に関し国際会議が必要と認める事項

(2)審査員の氏名

(3)役員の氏名及び役職名

(4)現に行っている食品衛生及びその自主管理に関する業務の概要並びにその実績

2 前項(2)の審査員は、次のいずれかに該当する者のうちから、認証機関が選任するものとする。

(1)食品衛生法第30条の食品衛生監視員の資格要件を満たす者であって、食品衛生の実務に5年以上従事した経験を有する者

(2)食品衛生法第48条の食品衛生管理者の資格を有する者であって、食品衛生の実務に5年以上従事した経験を有する者

(3)Codex HACCPを熟知しており、食品衛生管理の実務に5年以上従事した経験を有する者

(4)上記のほか国際会議が別に定める要件を満たす者

## 第6 登録の審査

1 国際会議は、第5の規定により申請された書類の審査の結果、別表1に定めるすべての要件に適合し、認証等の業務を行う十分な能力があり適正な運営ができると認めた法人を認証機関として登録し、当該法人に認証機関登録書（別記様式第2号）を交付する。

2 国際会議は、前項の審査の結果、登録を行わないときは、その旨を当該法人に通知する。

## 第7 報告

1 認証機関は、第19の認証及び第24の認証の更新の承認をしたときは、以下について遅滞なく国際会議に報告しなければならない。

(1)認証事業者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2)認証商品の名称

(3)認証の年月日

(4)更新の承認の場合には、その施設の初回の認証年月日

2 認証機関は、第25の規定による変更の届出を受理したときは、当該変更の内容を遅滞なく国際会議に報告しなければならない。

3 認証機関は、第27の規定による認証の取消しを行ったとき又は第28の規定による認証の辞退の届出を受理したときは、その旨を遅滞なく国際会議に報告しなければならない。

4 認証機関は、認証書及び認証マークの不正使用を確認したときは、直ちにその旨を国際会議に報告しなければならない。

## 第8 認証の制限

認証機関は、自らが営業している黒にんにくに対し、認証を行うことはできない。

## 第9 変更の届出

- 1 認証機関は、第5の1の認証機関登録申請書の記載内容に変更があったときは、認証機関名称等の変更届（別記様式第3号）に、当該変更の内容を確認できる関係書類を添えて、遅滞なく国際会議に届け出なければならない。
- 2 前項の変更の内容が認証機関の名称に係るものであるときは、当該認証機関は、前項に定める書類に併せて、第6の1又は第10の2により交付された認証機関登録書（以下「登録書」という。）を添付するものとする。
- 3 国際会議は、名称の変更の届出を受けたときは、当該届出を行った認証機関に、変更後の名称を記載した登録書を交付するものとする。

## 第10 登録書の再交付

- 1 認証機関は、交付された登録書を紛失又はき損した場合は、登録書再交付申請書（別記様式第4号）により（き損した場合には、当該登録書を添付すること）、遅滞なく国際会議に再交付の申請をしなければならない。
- 2 国際会議は、前項の規定により再交付の申請をした認証機関に対し、登録書を再交付するものとする。
- 3 登録書の紛失により前項の規定による再交付を受けた認証機関は、紛失した登録書を発見したときは、速やかに発見した登録書を国際会議に返納しなければならない。

## 第11 認証機関の登録の取消し

- 1 国際会議は、認証機関が次のいずれかに該当したときは、当該認証機関の登録を取り消すものとする。
  - (1)第12の規定による認証等の業務の廃止の届出があったとき。
  - (2)黒にんにく製造事業者に対する認証に係る審査の公平性及び公正性が著しく損なわれたと認めるとき。
  - (3)第30の規定による報告の徴収、監査等を正当な理由なく拒んだとき又は虚偽の報告を行ったとき。
  - (4)不正な手段で登録を受けたとき。
  - (5)登録後に登録審査基準を満たさないことが判明し、改善を求めてもなお改善がなされないとき。
  - (6)(1)から(5)までのほか認証機関の業務が適切に行われなかったことが判明し、改善を求めてもなお改善がなされないとき。
  - (7)その他国際会議が登録を取り消すことが適当と認めるとき。
- 2 国際会議は、前項に基づいて認証機関の登録の取消しを行うときは、登録取消書（別記様式第6号）を交付する。
- 3 認証機関は、1の規定により登録を取り消されたときは、速やかに登録書を国際会議に返納しなければならない。

## 第12 認証機関に係る業務の廃止の届出

認証機関は、認証等の業務を廃止しようとするときは、認証等の業務の廃止届（別記様式第5号）に登録書を添えて、国際会議に届け出なければならない。

### 第13 機密保持

審査員及び認証機関は、認証等の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

### 第14 帳簿の備付け等

1 認証機関は、登録書を認証等の業務を行う主たる部署（事業所）に掲示するとともに、認証等の業務に関する以下の事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

- (1) 認証の申請をした黒にんにく製造事業者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 認証に係る施設の所在地及び施設の名称、屋号又は商号
- (3) 認証の申請を受けた年月日
- (4) 審査を行った年月日
- (5) 認証の適否を決定した年月日
- (6) 審査員の氏名

2 認証機関は、前項に規定する帳簿を、認証の有効期間が満了した日から3年間、保存しなければならない。

### 第15 書類の保存

1 認証機関は、第14に定めるもののほか、認証申請書及びその添付書類並びに審査及び判定に関する書類を保存しなければならない。

2 認証機関は、前項に規定する書類を、認証の有効期間が満了した日から3年間、保存しなければならない。

## 第3章 認証

### 第16 認証

1 黒にんにく製造事業者であって、自ら及びその黒にんにくの認証を受けようとする者は、認証機関に認証の申請を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、第27の規定により、その認証の取消しを受け、その取消しの日から3年を経過しない者は、認証の申請を行うことができない。

### 第17 認証の表示等

1 第16の認証を受けた認証事業者は、認証商品に、別表2に定める認証マークを表示することができる。

2 認証事業者等は、認証商品を使用した加工食品等に、認証マークを表示することができる。

3 前2項に定めるもののほか、認証マークの使用に関し必要な事項については、別表2で定めるものとする。

### 第18 認証の申請

第16の認証を受けようとする黒にんにく製造事業者は、認証申請書（別記様式第7号）に、別表3に定める関係書類を添えて、認証機関に提出しなければならない。

### 第19 認証の審査・判定

1 認証機関は、第16の認証の申請があった場合において、審査員による審査の結果、次に掲げるすべての要件を満たすと認められる場合には、認証を行わなければならない。

- (1)黒にんにく製造施設を設置する黒にんにく製造事業者であること。
  - (2)食品安全規格を遵守していること。
  - (3)出荷する製品について、別表3に定める関係書類でトレーサビリティの確認が可能であること。
- 2 前項の認証の審査は、次の方法により行うものとする。
- (1)書類審査  
認証申請書（別記様式第7号）に定める関係書類について、書類審査を実施する。
  - (2)現地審査  
別表3規定する衛生管理に関する事項等が遵守されているかについて現地審査を実施する。
- 3 前項(1)の書類審査を行う場合において、第16の認証を受けようとする黒にんにく製造事業者が既にその黒にんにく製造施設について衛生管理の認証を保有しているときは、当該衛生管理の認証をもって前項(1)の書類審査に代えることができる。
- 4 審査員は、2の審査を行う場合に、認証の申請をした黒にんにく製造事業者に対し、施設の衛生管理等に関して不適合事項を指摘し改善を求めることができる。
- 5 審査員は、2(2)の現地審査を行う場合に、申請した黒にんにく製造事業者に関係書類の閲覧を求めるとともに、認証する施設等に立ち入ることができる。

## 第20 再審査

- 1 認証機関は、認証の申請をした黒にんにく製造事業者が第19の2の審査により、第19の4の改善を求めた場合は、当該黒にんにく製造事業者に係る再審査を行うことができる。
- 2 認証機関は、前項の再審査を行う必要がある場合は、遅滞なくその旨について当該認証を受けようとする黒にんにく製造事業者に伝えなければならない。

## 第21 認証書の交付等

- 1 認証機関は、第19の認証を行った場合には、申請者に対し認証書（別記様式第9号）を交付するとともに、そのことを公表する。
- 2 認証機関は、第19の認証を行わない場合には、その理由を付して、申請者に対し認証不適合通知書（別記様式第10号）により通知する。

## 第22 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証の日から起算して3年間とする。

## 第23 定期監査

- 1 認証機関は、認証商品において、第19の1に基づく衛生管理等の履行状況の確認を原則として3年に1回以上行わなければならない。
- 2 認証機関は、認証事業者から別表3に定める関係書類の提出を求め、関係書類を閲覧するとともに、認証商品等に立ち入ることができる。

## 第24 認証の更新

- 1 第22の認証の有効期間の満了後引き続き認証を受けようとする認証事業者は、認証の有効期間が満了する3ヶ月前までに、認証申請書（別記様式第7号）に別表3に定める関係書類を添えて認証機関に提出し、そ

の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による更新の申請に係る審査については、第19から第21までの規定を準用する。
- 3 1の更新に係る認証の有効期間は、現に受けている認証の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年間とする。
- 4 1の更新に係る申請があった場合において、第22に定める有効期間の満了日までその申請に対する処分がされないときは、従前の認証は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、認証の更新がなされたときは、その認証の有効期間は、従前の認証の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

## 第25 変更の届出

- 1 認証事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、申請事項の変更届（別記様式第8号）に変更前後の内容がわかる書類を添えて、速やかに認証を行った認証機関に届け出なければならない。
  - (1) 認証事業者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）
  - (2) 認証事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）
  - (3) 認証商品の名称
- 2 認証機関は、届出を受理したときは、届出者に対し、認証書を交付するものとする。
- 3 1の規定による認証の有効期間は、届出前の認証に係る有効期間とする。

## 第26 認証書の再交付

- 1 認証事業者は、交付された認証書を紛失又はき損した場合は、認証書再交付申請書（別記様式第11号）により（き損した場合には、当該認証書を添付すること）、遅延なく認証を行った認証機関に再交付の申請をしなければならない。
- 2 認証機関は、前項の規定により申請を行った認証事業者に対し、認証書を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により認証書の再交付を受けた認証事業者は、紛失した認証書を発見したときは、速やかに発見した認証書について再交付を行った認証機関に返納しなければならない。

## 第27 認証の取消し

- 1 認証機関は、認証事業者が次のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。
  - (1) 第28の規定による認証の辞退があったとき。
  - (2) 申請、届出及び報告の内容に虚偽があったとき。
  - (3) 認証後に認証基準を満たさないことが判明し、改善を求めてもなお改善がなされないとき。
  - (4) 認証に関する虚偽又は誇大な表示及び広告を行い、改善を求めてもなお改善がなされないとき。
  - (5) 認証後に食品表示法、食品衛生法等の法令により、罰金以上の刑に処せられ又は不利益処分を受けたとき。
  - (6) その他国際会議が認証を取り消すことが適当と認めるとき。
- 2 認証機関は、前項の規定による認証の取消しを行ったときは、当該黒にんにく製造事業者に対し、認証取消書（別記様式第12号）により通知するとともに、そのことを公表するものとする。
- 3 1の規定による取消しにより認証事業者に損失が生じたときは、当該認証事業者がその損失を負う。
- 4 認証事業者は、2の規定による認証の取消しの通知を受けたときは、速やかに認証書について認証を行った認証機関に返納しなければならない。

## 第28 認証の辞退

認証事業者は、次のいずれかに該当する場合は、認証辞退届（別記様式第13号）に認証書を添えて、速やかに認証を行った認証機関に届け出なければならない。

- (1)自ら認証を辞退しようとするとき。
- (2)認証の有効期間が満了した後、認証の更新を行わないとき。
- (3)認証商品において、食品衛生法第52条第1項の規定による黒にんにく製造業の許可を廃止したとき。

## 第29 手数料

認証に係る手数料は、認証機関が別に定めるものとする。

## 第4章 雑則

### 第30 報告の徴収、監査等

- 1 国際会議は、認証等の業務の公平性、公正性を保ち、かつ、その適切な実施を確保するため、認証機関に対し、認証等の業務に係る必要な報告を原則として3年に1回以上求めなければならない。
- 2 国際会議は、認証機関への立ち入りを3年に1回以上行い、認証等の業務の状況若しくは帳簿、書類を監査することができる。
- 3 国際会議は、必要に応じて、認証機関に対し、認証等の業務に関し必要な改善を求めることができる。

### 第31 委任

この制度に定めるもののほか、認証の実施に必要な事項は、国際会議が別に定めることができることとする。

## 附則

この制度は、2018年8月1日から施行する。

別記様式第1号：認証機関登録申請書  
別記様式第2号：認証機関登録書  
別記様式第3号：認証機関名称等の変更届  
別記様式第4号：登録書再交付申請書  
別記様式第5号：認証等の業務の廃止届  
別記様式第6号：登録取消書  
別記様式第7号：認証申請書  
別記様式第8号：申請事項の変更届  
別記様式第9号：認証書  
別記様式第10号：認証不適合通知書  
別記様式第11号：認証書再交付申請書  
別記様式第12号：認証取消書  
別記様式第13号：認証辞退届  
別表1：登録審査基準  
別表2：認証マーク使用マニュアル  
別表3：認証の申請に係る関係書類

別記様式第1号（第5関係）

年 月 日

黒にんにく認証国際会議 様

所在地

電話番号

法人名

代表者

### 認証機関登録申請書

黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり認証機関の登録を申請します。

#### 記

1 認証等の業務を行う部署（事業所等）の所在地

2 認証等の業務を行う部署（事業所等）の名称

※以下の書類を添付すること。

定款

審査員の氏名

役員の氏名及び役職名

現に行っている食品衛生及びその自主管理に関する業務の概要並びにその実績

別記様式第2号（第6関係）

年 月 日

（認証機関）

様

黒にんにく認証国際会議

印

認証機関登録書

認証機関の登録の申請について、関係書類等を審査した結果、認証機関としての要件を満たしていると認められましたので、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり登録します。

記

1 認証等の業務を行う部署（事業所等）の所在地

2 認証等の業務を行う部署（事業所等）の名称

別記様式第3号（第9関係）

年 月 日

黒にんにく認証国際会議 様

所在地

電話番号

法人名

代表者

### 認証機関名称等の変更届

認証機関の登録の申請内容に変更があったので、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

#### 記

1 認証等の業務を行う部署（事業所等）の所在地

2 認証等の業務を行う部署（事業所等）の名称

3 変更内容

変更事項：

変更前：

変更後：

4 変更年月日

※ 認証機関登録書に記載されている内容に変更があった場合は、認証機関登録書を添付すること。

別記様式第4号（第 10 関係）

年 月 日

黒にんにく認証国際会議 様

所在地

電話番号

法人名

代表者

### 登録書再交付申請書

黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり認証機関登録書の再交付を申請します。

#### 記

1 認証等の業務を行う部署（事業所等）の所在地

2 認証等の業務を行う部署（事業所等）の名称

3 認証機関登録書再交付を申請する理由

※上記3については、「認証機関登録書を紛失したため」、又は「認証機関登録書をき損したため」と記載すること。

※再交付の理由が認証機関登録書のき損である場合は、認証機関登録書を添付すること。

別記様式第5号（第 12 関係）

年 月 日

黒にんにく認証国際会議 様

所在地

電話番号

法人名

代表者

### 認証等の業務の廃止届

認証等の業務を廃止しますので、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

#### 記

- 1 認証等の業務を廃止する部署（事業所等）の所在地
- 2 認証等の業務を廃止する部署（事業所等）の名称
- 3 認証等の業務を廃止する理由

※現に保有している認証機関登録書を添付すること。

別記様式第6号（第 11 関係）

年 月 日

（認証機関）

様

黒にんにく認証国際会議

印

### 登録取消書

認証機関の登録について、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり取り消します。

#### 記

- 1 登録を取り消す認証等の業務を行う部署（事業所等）の所在地
- 2 登録を取り消す認証等の業務を行う部署（事業所等）の名称
- 3 登録年月日
- 4 登録を取り消す理由

年 月 日

（認証機関）

様

（申請者） 住所  
電話番号  
フリガナ  
氏名

（※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）

認証申請書（新規・更新）

黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり認証を申請します。

記

- 1 認証を受けようとする（現に認証を受けている）施設の所在地
- 2 認証を受けようとする（現に認証を受けている）施設の名称、屋号又は商号
- 3 現に受けている認証の認証年月日及び有効期間（満了年月日）

※上記3については、認証の更新時のみ記載すること。

※別表3に定める関係書類を添付すること。

年 月 日

（認証機関）

様

（申請  
者） 住所  
電話番号  
フリガナ  
氏名

（※法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者）

#### 申請事項の変更届

認証の申請内容に変更があつたので、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

#### 記

1 認証商品の所在地

2 認証商品の名称、屋号又は商号

3 変更内容

変更事項：

変更前：

変更後：

4 変更年月日

※上記3の変更事項については、「認証事業者の住所」、「認証事業者の氏名」、「認証商品の所在地」、又は「認証商品の名称、屋号又は商号」のうち該当している事項を記載すること。

※変更内容を確認できる書類（営業許可証（写し）、登記事項証明書等）を添付すること。

別記様式第9号（第 21 関係）

年 月 日

様

（認証機関）

印

### 認証書

認証の申請について、審査の結果、認証商品としての要件を満たしていると認められましたので、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり認証します。

### 記

- 1 認証商品の所在地
- 2 認証商品の名称、屋号又は商号
- 3 初回認証年月日
- 4 認証の有効期間（満了年月日）

別記様式第 10 号 (第 21 関係)

年 月 日

様

(認証機関)

印

認証不適合通知書

認証の申請について、審査の結果、下記の理由により認証商品としての要件を満たしていないため、黒にんにく認証制度の規定に基づき、認証不適合とします。

記

理由

年 月 日

(認証機関)

様

(申請者)

住所

電話番号

フリガナ

氏名

(※法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者)

認証書再交付申請書

黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり認証書の再交付を申請します。

記

- 1 認証商品の所在地
- 2 認証商品の名称、屋号又は商号
- 3 認証年月日及び有効期間 (満了年月日)
- 4 認証書再交付を申請する理由

※上記4については、「認証書を紛失したため」、又は「認証書をき損したため」と記載すること。

※再交付の理由が認証書のき損である場合は、認証書を添付すること。

別記様式第 12 号 (第 27 関係)

年 月 日

様

(認証機関)

印

### 認証取消書

認証について、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり取り消します。

#### 記

- 1 認証を取り消す施設の所在地
- 2 認証を取り消す施設の名称、屋号又は商号
- 3 認証年月日及び有効期間 (満了年月日)
- 4 認証を取り消す理由

年 月 日

(認証機関)

様

(申請者)

住所

電話番号

フリガナ

氏名

(※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者)

#### 認証辞退届

認証を辞退しますので、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

#### 記

- 1 認証を辞退する施設の所在地
- 2 認証を辞退する施設の名称、屋号又は商号
- 3 認証年月日及び有効期間 (満了年月日)
- 4 認証を辞退する理由

※現に保有している認証書を添付すること。

## 別表1

### 登録審査基準

黒にんにく認証制度の第6に規定する認証機関の登録について、登録を受けようとする法人は、次の要件をすべて満たすこととする。

- (1) 認証を行う業務が公平かつ公正となるよう業務規程が定められており、その業務規程で手数料が過大となっていないこと。
- (2) 審査員以外の者が認証に関する決定を実施すること。
- (3) 認証等の業務に必要な財政的安定性及び経営資源を保持すること。
- (4) 認証の審査、更新、取消し等の手続を文書で定めること。
- (5) 情報の機密を保護するための適切な取決めを有すること。
- (6) 食品衛生監視員の資格要件を満たす者、または食品衛生管理者、Codex HACCPを熟知しており、食品衛生管理の実務経験を有する者を審査員として確保していること。
- (7) (6)の審査員について、黒にんにく製造事業者を審査する能力（衛生管理に関する知識、実務経験、学歴等）を有することを示せること。
- (8) 黒にんにく製造事業者を審査する体制が整えられていること（審査員が常勤する必要はない）。

## 別表2

### 認証マーク使用マニュアル

#### 第1 目的

本マニュアルは、黒にんにく認証制度の第17に規定する認証マークの使用に関し必要な事項を定め、もって認証マークの適正な使用及び黒にんにく認証制度の周知に寄与することを目的とする。

#### 第2 商標権

認証マークに関する商標権は、NPO法人黒にんにく国際会議が所有する。認証マークの使用を希望する者は、申請を行い、使用についての許諾を受けなければならない。

#### 第3 認証マークの使用

認証マークは、次の場合に限り使用できるものとする。

- (1) 次の製品（包装資材、梱包資材を含む）に貼り付け又は印刷して使用する場合
  - ア 認証を受けた黒にんにく製品
  - イ 認証を受けた黒にんにくを使用した加工食品
- (2) (1)を販売促進するための資材（認証事業者の名刺、看板、パネル、ウェブサイト、パンフレット等）に表示する場合  
ただし、当該認証に関係のない者が認証マークを名刺に使用することはできない。
- (3) その他国際会議が認める場合

#### 第4 使用許諾の申請

使用許諾の申請を行おうとする者は、認証マーク使用許諾申請書（様式1）を認証機関に提出し、認証マーク使用許諾書（様式2）を認証機関から受け取らなければならない。

許諾事項について変更を行おうとする者は、認証マーク使用許諾変更申請書（様式3）を認証機関に提出し、認証マーク使用変更許諾書（様式4）を認証機関から受け取らなければならない。

#### 第5 認証マークの仕様等

認証マークの仕様等は別記によるものとする。ただし、容器又は包装等の形状等により、これによりがたい場合は、認証機関と協議をするものとする。

#### 第6 誤認の防止

第4により認証マークの使用許諾を受けた者は、消費者に誤認させるような方法で認証マークを表示してはならない。

#### 第7 使用に関する記録

第4により認証マークの使用許諾を受けた者は、認証マークの使用状況を把握する書類を備えなければならない。また、認証マークの使用状況を把握する書類を認証機関から求められた場合は、提出しな

ければならない。

#### 第8 認証マークの使用中止

認証機関は、認証マークの使用許諾を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、認証マークの使用中止を命ずる。

- (1) 黒にんにく認証制度の規定により認証が取り消されたとき
- (2) 第4の許諾事項以外に使用したとき
- (3) 第6に違反したとき
- (4) 第7の認証マークの使用状況を把握する書類の提出を正当な理由なく拒んだとき

#### 第9 不正使用への対応

認証マークの使用に起因する問題が生じた場合は、使用者が速やかに対処する責任を負うこととする。

## 別記

### 認証マークの仕様について

#### 1. 認証マーク



#### 2. カラー

ロゴマークの基本色は、黒の背景に白色あるいは白の背景に黒色、及び文字の基本色は金色とするが、これによりがたい場合はモノクローム（白黒）での使用を認めるものとする。

#### 3. 使用上の注意

- (1) ロゴマーク及び文字の変形や組合せの改造はしないこととする。
- (2) 認証マークを許可無く使用することは禁止とする。
- (3) 認証マークの使用サイズをロゴマーク及び文字が判別できないほど縮小することはできないものとする。
- (4) 認証マークの縦横比率を保持したまま拡大縮小することは可能とする。

## 別表3

### 認証の申請に係る関係書類

#### 1. 黒にんにく製造施設に関する書類

- (1) 施設の図面
- (2) 作業動線図
- (3) 作業工程図（フロー図）
- (4) 黒にんにく製造業の営業許可証（写し）

#### 2. 作業記録

- (1) 仕入れ時・運搬時の確認記録
- (2) 黒にんにく製造作業の点検記録
- (3) 黒にんにくの状態確認記録
- (4) 施設・設備等の点検記録
- (5) 使用水・洗浄消毒設備などの点検記録
- (6) 作業者の点検記録

#### 3. 衛生管理に関する記録

- (1) 製品のトレーサビリティに関する記録（原料～製造～保管～出荷に至る一連の記録）
- (2) 自主検査記録（写し）
- (3) 使用器具、施設設備等の洗浄消毒方法を定めた書類

#### 4. その他

- (1) 審査機関からの求めに応じた書類

様式1-1

年 月 日

NPO法人黒にんにく国際会議 様

(申請者)

所在地

電話番号

氏名

印

(※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者)

### 認証マーク使用許諾申請書（黒にんにく製品用）

年 月 日付で認証を受けた黒にんにくで生産された製品について、下記の条件を了知の上、認証マークを表示したいので、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり使用許諾を申請します。

#### 記

1 事業者名

2 施設の名称

3 施設の所在地

4 認証マークを使用する製品（下欄で不足する場合は、製品一覧など、別紙添付も可とする。）

5 使用条件

- (1) 認証マーク使用マニュアルを遵守すること。
- (2) 商標権者の名誉及び信用を害すること並びに損害を及ぼすことはしないこと。
- (3) 消費者の利益を害することはないこと。
- (4) 公序良俗に反することはないこと。
- (5) 上記の使用条件は、認証マークを印刷させる印刷事業者等にも及ぶこと。

様式1-2

年 月 日

NPO法人黒にんにく国際会議 様

(申請者)

所在地

電話番号

氏名

印

(※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者)

### 認証マーク使用許諾申請書 (加工食品用)

年 月 日付で認証を受けた黒にんにくを使用して製造した加工食品について、下記の条件を了知の上、認証マークを表示したいので、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり使用許諾を申請します。

#### 記

1 事業者名

2 施設の名称

3 施設の所在地

4 使用する認証を受けた黒にんにくの仕入れ先

事業者名 :

施設の名称 :

施設の所在地 :

5 認証マークを使用する製品 (下欄で不足する場合は、製品一覧など、別紙添付も可とする。)

6 使用条件

- (1) 認証マーク使用マニュアルを遵守すること。
- (2) 商標権者の名誉及び信用を害すること並びに損害を及ぼすことはしないこと。
- (3) 消費者の利益を害することはしないこと。
- (4) 公序良俗に反することはしないこと。
- (5) 上記の使用条件は、認証マークを印刷させる印刷事業者等にも及ぶこと。
- (6) 使用した黒にんにくを確認できる記録 (個体識別番号など) を整備すること。

様式1-3

年 月 日

NPO法人黒にんにく国際会議 様

(申請者)

所在地

電話番号

氏名

印

(※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者)

### 認証マーク使用許諾申請書（販売促進資材用）

認証を受けた黒にんにくで生産された製品等の販売促進資材について、下記の条件を了知の上、認証マークを使用したいので、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり使用許諾を申請します。

#### 記

1 使用責任者住所、氏名（申請者と異なる場合に記載）

2 使用目的

認証品の販売・PR 等、制度のPR、その他（具体的な目的を記載）

どのような目的で認証マークを使用し、主にどこで使用するかを記入してください。

3 認証マークの使用・表示方法及びその形態（下欄で不足する場合は、別紙添付も可とする。）

販促用パネル、POP、折り込み広告に使用、カタログに使用、新聞・雑誌に使用、ホームページ画面に表示、その他（具体的に記入）マークをどのように使用・表示するかを記入してください。

4 その他、参考事項

5 使用条件

(1)認証マーク使用マニュアルを遵守すること。

(2)商標権者の名誉及び信用を害すること並びに損害を及ぼすことはしないこと。

(3)消費者の利益を害することはないこと。

(4)公序良俗に反することはないこと。

(5)上記使用条件は、認証マークを印刷させる印刷事業者等にも及ぶこと。

様式2-1

年 月 日

様

NPO法人黒にんにく国際会議 印

認証マーク使用許諾書（黒にんにく製品用）

年 月 日付で申請のあった認証マークの使用許諾申請について、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり許諾します。

記

1 事業者名

2 施設の名称

3 施設の所在地

4 認証マークの使用を許諾する製品

様式2-2

年 月 日

様

NPO法人黒にんにく国際会議 印

認証マーク使用許諾書（加工食品用）

年 月 日付で申請のあった認証マークの使用許諾申請について、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり許諾します。

記

1 事業者名

2 施設の名称

3 施設の所在地

4 使用する認証を受けた黒にんにくの仕入れ先事業者名

施設の名称

施設の所在地

5 認証マークの使用を許諾する製品

様式2-3

年 月 日

様

NPO法人黒にんにく国際会議 印

認証マーク使用許諾書（販売促進資材用）

年 月 日付で申請のあった認証マークの使用許諾申請について、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり許諾します。

記

- 1 使用責任者住所、氏名（申請者と異なる場合に記載）
  
- 2 使用目的
  
- 3 認証マークの使用を許諾する使用・表示方法及びその形態
  
- 4 その他、参考事項

様式3

年 月 日

(認証機関)

様

(申請者)

所在地

電話番号

氏名

印

(※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者)

認証マーク使用許諾変更申請書

平成 年 月 日付で認証マークの使用許諾を受けた許諾事項について、下記の条件を了知の上、変更したいので、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり使用許諾変更を申請します。

記

1 認証マークの使用許諾を受けている製品、又は使用・表示及びその形態（下欄で不足する場合は、別紙添付も可とする。）

2 変更事項及びその理由

3 使用条件

(1)認証マーク使用マニュアルを遵守すること。

(2)商標権者の名譽及び信用を害すること並びに損害を及ぼすことはしないこと。

(3)消費者の利益を害することはないこと。

(4)公序良俗に反することはないこと。

(5)上記使用条件は、認証マークを印刷させる印刷事業者等にも及ぶこと。

様式4

年 月 日

様

(認証機関)

印

### 認証マーク使用変更許諾書

平成 年 月 日付で申請のあった認証マークの使用許諾変更申請について、黒にんにく認証制度の規定に基づき、下記のとおり許諾します。

#### 記

- 1 認証マークの使用を許諾する製品、又は使用・表示方法及びその形態  
(下欄で不足する場合は、別紙添付も可とする。)

#### 2 変更事項